

I 総合研修

1. 研修の目的

漁業後継者や新たに漁業を志す者に対し、漁業活動に必要な知識及び技術を修得させ、漁業の振興及び漁村の活性化を担う漁業就業者を育成する。

2. 研修の実施方針

研修は、講義・実技・実習・講習を複合的に組み合わせた形態で、次のことを目標に実施する。

- (1) 漁業に関わる基礎的な知識と技術を修得させる。
- (2) 資源管理や栽培漁業等の取り組みの重要性を認識させ、つくり育てる漁業の知識と技術を修得させる。
- (3) 経営感覚を養い、経営改善等の視野を広めさせるとともに、就業に必要な資格を取得させる。

3. 研修の科目及び課程

研修の科目は、総合研修課程については別紙1-1に掲げる項目とし、漁業者入門研修課程については別紙1-2に掲げる項目として、科目すべてを総括したものを研修課程とする。